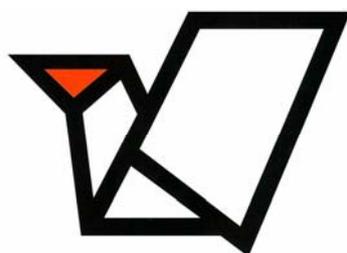


令和3年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会
議案書



令和3年8月26日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和3年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会議案書 目次

	ページ 番号
報告	
報告第3号 債権放棄の報告について	1
報告第4号 専決処分の報告について (神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の 一部を改正する条例)	3
議案	
議案第9号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補 正予算(第1号)について	7
認定	
認定第1号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳 入歳出決算認定について	21
認定第2号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定について	23

【このページは空白です】

報告第 3 号

債権放棄の報告について

神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和 3 年条例第 3 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 26 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

- 1 債権の名称
診療報酬返還金
- 2 放棄した債権の額
2, 482, 200 円
- 3 放棄した債権の件数
1 件
- 4 債権を放棄した理由
神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第 13 条第 1 項第 2 号に該当

【このページは空白です】

報告第4号

専決処分の報告について

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同法第292条において準用する同法第180条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年8月26日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年7月15日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、所要の規定を整理することから、これを専決処分する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部
を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第40条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

第41条第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第41条第1項第1号オの改正規定は、公布の日から施行する。

【このページは空白です】

議案第9号

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第1号）について

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552,454千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,619,933千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月26日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 3 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第 1 号）書

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		2	552,454	552,456
	1. 繰越金	2	552,454	552,456
歳入合計		3,067,479	552,454	3,619,933

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,056,117	552,454	3,608,571
	1. 総務管理費	3,055,701	552,454	3,608,155
歳 出	合 計	3,067,479	552,454	3,619,933

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	2	552,454	552,456
歳入合計	3,067,479	552,454	3,619,933

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,056,117	552,454	3,608,571			552,454	
歳 出 合 計	3,067,479	552,454	3,619,933			552,454	

2 歳 入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	2	552,454	552,456
計	2	552,454	552,456

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	552,454	○前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 保健事業等支援 基金費	32	552,454	552,486			552,454	
計	3,055,701	552,454	3,608,155			552,454	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	552,454	○保健事業等支援基金費 24. 積立金 保健事業等支援基金積立金

【このページは空白です】

認定第1号

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する
同法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度神奈川県後期高齢者
医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会
の認定に付する。

令和3年8月26日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

【このページは空白です】

認定第 2 号

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する
同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度神奈川県後期高齢者
医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意
見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 26 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫